特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
1	高砂市	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年10月3日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。高砂市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。()個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための報道。 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の報道府県知事に対する通知 ①地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求にま述く住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪マイナボータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ⑫マイナボータルによる転出届または転入・転居予約の確認及びサービス検索・電子申請を用いた申請処理状況(処理中・完了・却下など)の更新、お知らせ機能での通知なび人番号カードの交付 ⑪個人番号カード専選・コいては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定の個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 住民票システム 2. 住基GWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム 7. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル	名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ·第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ·第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

・第30条の12

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 5、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、13 0、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、1 63、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課
②所属長の役職名	市民窓口課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課 TEL 079-441-7180(直通)				
9. 規則第9条第2項の適用	月 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

.	休護計画者の性知						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	С]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	月 去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[]人=	Fを介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	扱担当れ ・特定値 とともに ・マイナ が含まれ ・特定値	皆に指導している。 別人情報を受け渡す際 、これらの対策を確実 シバー入りの書類を れていないかなど、ダブ 別人情報を含む書類や	*(USB メモ! に実施した。 郵送等する際 ブルチェック? り USB メモ!	Jを使用するはことの確認を でとの確認を では、宛先に を行う。 には、施錠でき	情報による照会を行うことを厳守する。 場合を含む。)は、確実なマスキング処 複数人で行う。 間違いがないか、関係のない者の特定 る書棚等に保管することを徹底する。 するリスクへの対策は「十分である」と	理等を行う 個人情報
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発					
					<選択肢> 1)特に力を入れて行っている	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考]	[0]全项		する
	「 (((((((((((((支〉 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスクへ 事務に使用 な使用等の! すわれるリス システムを追 システムを追 い・滅失・毀:	・の対策 ・のない情報。 引されるリスク リスクへの対策 クへの対策(3 重じて目的外 通じて不正なお	3) 十分に行っていない 日評価又は重点項目評価を実施 への対策 への対策 表記や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 対策]
11. 最も優先度が高いと考えられ	「 (((((((((((((支〉 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 委託先における不正な 情報提供ネットワーク 情報提供ネットワーク 特定個人情報の漏え	れるリスクへ 事務に使用 な使用等の! すわれるリス システムを追 システムを追 い・滅失・毀:	・の対策 ・のない情報。 引されるリスク リスクへの対策 クへの対策(3 重じて目的外 通じて不正なお	3) 十分に行っていない [日評価又は重点項目評価を実施 この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 ま これが行われるリスクへの対策 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25E	③システムの名称	 住民票システム 住基GWシステム 住民基本台帳ネットワークシステム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 	1. 住民票システム 2. 住基のWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	見直しによる軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の作成)・第5条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民悪の記載事)・第12条(在人等の記載等)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12	事後	見直しによる軽微な修正
平成29年2月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2015/2/28	2017/1/31	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/2/28	2017/1/31	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 田川 真紀	市民課長 山本 加奈子	事後	人事異動により
	いつの時点の計数か	2017/1/31	2017/4/1	事後	見直しによる修正
平成29年4月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/1/31	2017/4/1	事後	見直しによる修正
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 山本 加奈子	健康市民室長兼市民課長事務取扱 増田 浩之	事後	人事異動により
平成30年4月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康市民室長兼市民課長事務取扱 増田 浩之	市民課長 山内 邦雄	事後	人事異動により
平成30年4月23日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満(平成29年4月1日時点)	10万人以上30万人未満(平成30年4月1日時点)	事後	見直しによる修正
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 山内 邦雄	市民課長	事後	見直しによる修正
令和1年6月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和1年6月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和2年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和2年7月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】なし、※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	事後	番号法改正により(令和3年9月1日施行)
令和3年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署②所属長の役職名	①高砂市 健康文化部 健康市民室 市民課②市民課長	①高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課 ②市民窓口課長	事後	組織改正により
令和3年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公 開担当 TEL 079-443-9068	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担 当 TEL 079-443-9068	事後	組織改正により
令和3年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康文化部 健康市民室 市民課 TEL 079-443-9019	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課 TEL 079-443-9019	事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和4年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により機構に対して事務の一部を委任するため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 6 1, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106,	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】なし、※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和4年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	ドの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任す	①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ②マイナポータルより受領した転出届または転入・転居予約の確認及びサービス検索・電子申請を用いた申請処理状況(処理中・完了・却下など)の更新、お知らせ機能での通知 なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人等に関する法律に規定する個人等に関する法律に規定する個人等に関する法律に規定する個人等に関する等の委任が記められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	見直しによる修正
令和5年7月24日	 I 関連情報 1	1. 住民票システム 2. 住基GWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	1. 住民票システム 2. 住基GWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム 7. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	見直しによる修正
令和5年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月 25日法律第81号)	事後	見直しによる修正
令和5年7月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しによる修正
令和5年7月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	ドの交付」に係る事務については、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に規定する個人番号、個人 番号カード、特定個人情報の提供等に関する省 令(平成26年11月20日総務省令第85号)第 35条(個人番号通知書、個人番号カード関連	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ホットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	TEL 079-443-9019	TEL 079-441-7180(直通)	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年2月26日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	_	項目新設	事後	様式変更による
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	見直しによる軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	_	十分である	事後	様式変更による
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守するよう事務取扱担当者に指導している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による
令和7年2月26日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	項目新設	事後	様式変更による
令和7年10月1日	1. 对家人致	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年10月1日	IT キハ値判断項目	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	見直しによる軽微な修正